

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、説明会に代わり
掲示により届出等の要旨をお知らせします。

店舗名称	カリーノ杵築
所在地	大分県杵築市杵築字北浜665-88 外
建物設置者	株式会社カリーノ 代表取締役 馬場英治 熊本県熊本市中央区安政町1番2号
変更届出の要旨	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) 建物敷地西側、南側及び東側 3箇所 (変更後) 建物敷地西側、南側及び東側 4箇所
変更年月日	令和8年2月27日
届出書の縦覧場所 及び縦覧期間	【縦覧場所】 大分県商工観光労働部 商業・サービス業振興課 大分県東部振興局 【縦覧期間】 令和8年2月17日～令和8年6月17日 【意見書の提出先】 大分県商工観光労働部 商業・サービス業振興課 ※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に県に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができます。

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地 千里殖産ビル1F
TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283